

青森県職業能力開発促進法関係手数料の徴収等に関する条例に規定する実技試験に係る技能検定試験受験手数料の額を定める規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>1 略</p> <p>2 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設において公共職業訓練を受ける者、同法第二十五条に規定する認定職業訓練を行う事業主等の設置に係る職業訓練施設において認定職業訓練を受ける者（就職している者を除く。）若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校に在学する者又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、特別支援学校、大学若しくは高等専門学校（当該高等学校又は大学に相当する外国の教育機関を含む。）、同法第二百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校に在学する者（以下これらの者を「在校生等」という。）で、三級の技能検定試験の受験資格を有するものが三級の技能検定試験を受験する場合（次項に規定する場合を除く。）における前項の規定の適用については、同項の表中「一万八千二百</p>	<p>1 略</p> <p>2 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設において公共職業訓練を受ける者、同法第二十五条に規定する認定職業訓練を行う事業主等の設置に係る職業訓練施設において認定職業訓練を受ける者（就職している者を除く。）若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校に在学する者又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、特別支援学校、大学若しくは高等専門学校（当該高等学校又は大学に相当する外国の教育機関を含む。）、同法第二百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校に在学する者（以下これらの者を「在校生等」という。）で、三級の技能検定試験の受験資格を有するものが三級の技能検定試験を受験する場合（第四項に規定する場合を除く。）における前項の規定の適用については、同項の表中「一万八千二</p>

円」とあるのは「一万二千百円」と、「一万五千百円」とあるのは「一万百円」と、「一万三千三百円」とあるのは「八千九百円」とする。

3 技能検定試験を受験する日の属する年度の初日において二十三歳に達していない者（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者を除く。以下「二十三歳未満の者」という。）で、三級の技能検定試験の受験資格を有するものが三級の技能検定試験を受験する場合における第一項の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる二十三歳未満の者の区分に応じ、同項の表中「一万八千二百円」とあるのは次の表の第二欄に掲げる字句と、「一万五千百円」とあるのは同表の第三欄に掲げる字句と、「一万三千三百円」とあるのは同表の第四欄に掲げる字句とする。

百円」とあるのは「一万二千百円」と、「一万五千百円」とあるのは「一万百円」と、「一万三千三百円」とあるのは「八千九百円」とする。

3 技能検定試験を受験する日の属する年度の初日において二十五歳に達していない者（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者を除き、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四条第一項に規定する被保険者である者に限る。以下「二十五歳未満の者」という。）で、二級又は三級の技能検定試験の受験資格を有するものが二級又は三級の技能検定試験を受験する場合（次項に規定する場合を除く。）における第一項の規定の適用については、同項の表中「一万八千二百円」とあるのは「九千二百円」と、「一万五千百円」とあるのは「六千百円」と、「一万三千三百円」とあるのは「四千三百円」とする。

一 次号から第 四号までに掲げ る者以外の者	一万三千七 百円	一万六百元	八千八百円
二 雇用保険法 (昭和四十九年 法律第百十六号) 第四条第一項に 規定する被保険 者である者(第四 号に掲げる者を 除く。)	九千二百円	六千五百円	四千三百円
三 在校生等(次 号に掲げる者を 除く。)	七千六百円	五千六百元	四千四百円
四 在校生等で あつて被保険者 である者	三千百円	二千九百円	二千九百円

4 在校生等（二十五歳未満の者に限る。）で、三級の技能検定試験の受験資格を有するものが三級の技能検定試験を受験する場合における第一項の規定の適用については、同項の表中「一万八千二百円」とあるのは「三千百円」と、「一万五千百円」とあり、及び「一万三千三百円」とあるのは「二千九百円」とする。